

井原市手話言語条例

手話は、手や指、体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。

手話を必要とする人は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するための言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、過去には手話が言語として認められず、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったことから、手話を必要とする人は、必要な情報を十分に得られず、意思疎通を図ることに多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であることが明記された。

本市においても、手話を必要とする全ての人が、手話を使って安心して暮らすことができ、障害の有無にかかわらず、お互いに尊重し支え合いながら共に暮らせるまちづくりを推進することとし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することにより、全ての市民が共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提に、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解を広め、手話を使用しやすい環境の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念を尊重し、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとと

もに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の提供のための施策
- (3) 手話による意思疎通支援のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、手話を必要とする人、手話通訳者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。